

令和5事業年度 前期高齢者関係業務事業計画

令和5事業年度における前期高齢者関係業務の事業計画は、次のとおりとする。

1. 高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第139条第1項第1号の規定に基づき、保険者等からの前期高齢者納付金等の徴収並びに保険者に対する前期高齢者交付金の交付等を行うものである。
2. 下記3の前期高齢者交付金の交付に要する財源等に充てるため、保険者等から法第36条第1項及び法第93条第3項の規定による前期高齢者納付金等として、

前期高齢者納付金	3,589,911,932 千円
前期高齢者特別負担調整交付金	10,000,000 千円
前期高齢者関係事務費拠出金	340,450 千円
計	3,600,252,382 千円

を徴収すること等を予定している。

3. 法第32条第1項の規定による前期高齢者交付金として、

3,601,750,971 千円

を交付することを予定している。